様式第４号（第10条関係）

第　　号
年　　月　　日

住　所

氏　名　　殿

公安委員会　　印

国外犯罪被害弔慰金等支給裁定申請却下通知書

年　　月　　日付けで国外犯罪被害弔慰金等の支給裁定の申請がありましたが、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第13条第３項の規定により、その申請を却下しましたので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、却下処分のあったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国家公安委員会に対して審査請求をすることができます（却下処分のあったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分があったことを知った日から６か月以内に、　　を被告として（訴訟において代表する者は公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日から６か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、国家公安委員会に対して審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から６か月以内に提起しなければならないこととされています。

（日本工業規格Ａ列４番）